

## 英

## 國

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (日英領事条約25条)		管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する証人尋問、当事者尋問の場合は原則として本ルート		Aルートの対象にならない場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文	英語又は証人等が解する言語		英語
V 費用	必 要		必 要